

指宿市地域公共交通乗務員 就職奨励金

この街を支える乗務員
はじめるなら、今。



市内の路線バス会社又はタクシー会社に就職した乗務員（本人）に奨励金を交付します

交付対象者

- 令和7年10月1日以後に正社員として市内の路線バス会社又はタクシー会社に雇用された者
- 新規就職又は復職した日から6か月が経過し、かつ、乗務員として3か月以上従事した者

※ 市内同事業者から新たに転職した者及び退職から1年以内に復職した者を除く。

- 本市内を運行する路線バス又はタクシーの運行に従事すること
- 本市に住民登録があること
- 奨励金の初回交付申請日時点で、満60歳未満であること
- 奨励金交付申請日以後も引き続き同一の会社に勤務する意思のある者
- 市税の滞納がないこと

奨励金額

令和8年度～令和10年度の3年間限定

バス乗務員：**24万円**×2カ年=合計**48万円**

タクシー乗務員：**12万円**×2カ年=合計**24万円**

申請方法

- 1回目の申請は、上記要件を満たした日から3か月以内に申請
- 2回目の申請は、1回目の奨励金交付決定日から1年経過後3か月以内に申請
- 申請書様式は、指宿市ホームページからダウンロードできます。

<お問い合わせ先>

指宿市商工水産課 Tel:0993-22-2111 (内2312)



<https://www.city.ibusuki.lg.jp/>

指宿市地域公共交通乗務員就職奨励金

